

委託先を監督していますか？

ウェブサイト等の構築や運営にあたり、個人データの取扱いの全部又は一部を外部の業者に委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう委託先に対する**必要かつ適切な監督**を行わなければなりません。

当委員会には、ECサイトや会員用ウェブサイトへの不正アクセス（※1）による情報漏えい事案が多く報告されており、**不正アクセスに対するセキュリティ対策**について、委託先に任せきりにせず委託元の事業者も取り組む必要があります。

個人データの委託先への提供にあたり
次の事項に留意してください

1 適切な委託先の選定

委託先において、適切な安全管理措置（※2）が確実に実施されていることを事前に確認する必要があります。

2 委託契約の締結

業務の委託にあたり、個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置について、委託元・委託先が双方同意した内容と共に、委託先における委託された個人データの取扱い状況を委託元が把握できる内容を契約に盛り込みましょう（※3）。

3 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託元は委託先に対し、個人データの取扱状況について、定期的な監査等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施状況を把握しましょう。

なお、委託先が別の業者に再委託を行い個人データを提供する場合、委託先と同様の監督が必要となります。

※1 不正アクセスに関する注意喚起についてはこちらを参考にしてください。

(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/)

※2 安全管理措置についてはこちらを参考にしてください。

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/hiyarihatto/>)

※3 一般的な業務委託契約にはセキュリティに関する項目が含まれていないことが多いので、確認の上、セキュリティ対策を盛り込む必要があります。